

川崎市アートセンターは、設備更新工事に伴い 令和10年1月～2月に部分休館します

川崎市アートセンター（麻生区万福寺6丁目7番1号）では、今後も優れた舞台芸術作品を利用者の皆様に快適に鑑賞いただけるよう、令和9年11月から令和10年3月まで、劇場の客席照明設備の更新工事の実施を予定しており、この工事期間中のうち令和10年1月から2月まで、「劇場（楽屋を含む）」（以下「劇場等」という。）の利用を休止（部分休館）させていただきます。

つきましては、令和10年1月及び2月の劇場等の利用における予約受付は行いませんのでお知らせいたします。

なお、劇場等以外の施設（映像ホール、工房、研修室、録音室）については、部分休館中も御利用いただけます。

1 客席照明設備の更新工事の実施による部分休館期間（予定）

令和10年1月4日（火）から令和10年2月29日（火）まで

2 部分休館中に利用を休止する施設

- ・劇場
- ・楽屋

3 部分休館中も利用を継続する施設

- ・映像ホール
- ・工房
- ・研修室
- ・録音室

※利用を継続する施設においても、工事の影響により利用動線の変更や利用目的の制限等が生じる可能性がございます。

【問合せ先】

川崎市市民文化局市民文化振興室 日笠

電話 044-200-2254 内線 27700